

山梨県公報

第二千四百二十五号

平成二十六年

六月十九日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………三四七

公告

○換地処分の実施(二件)……………三四七

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三四七

人事委員会

○山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………三四八

○平成二十六年山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………三四八

○身体障害者を対象とした平成二十六年山梨県職員採用選考試験の実施について……………三五三

○第八十四回(平成二十六年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………三五八

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三六五

○一般競争入札について……………三六七

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三六五

○一般競争入札について……………三六七

告示

山梨県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十九日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三〇〇号
三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町本栖字大久保官有無番地先から南都留郡富士河口湖町本栖字大久保官有無番地先まで	二六・三 三四・五	一六・九 二七・八		二六・三

公告

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(日之城地区第二工区)の換地処分を平成二十六年五月三十日実施した。

平成二十六年六月十九日

山梨県知事 横内正明

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(富士北麓水源の里地区平野工区)の換地処分を平成二十六年六月六日実施した。

平成二十六年六月十九日

山梨県知事 横内正明

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月十九日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行 政	2名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警 察 行 政	2名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土 木	2名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	作 業 療法士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、作業療法に関する専門的業務に従事する。
	言 語 聴覚士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、言語聴覚療法に関する専門的業務に従事する。
小 中 学 校 事 務 職 員	学 校 事 務	10名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
初 級	行 政	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
	警 察 行 政	
	土 木	
資格免許職職員	作業療法士	昭和60年4月2日以後に生まれた者で、作業療法士の免許取得者又は平成27年において最初に実施される作業療法士国家試験により当該免許取得見込みの者
	言語聴覚士	昭和60年4月2日以後に生まれた者で、言語聴覚士の免許取得者又は平成27年において最初に実施される言語聴覚士国家試験により当該免許取得見込みの者
小 中 学 校 事 務 職 員	学校事務	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（作業療法士及び言語聴覚士は除く。）
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 作業療法士及び言語聴覚士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公的意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成26年7月4日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成26年8月11日(月)から平成26年9月1日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成26年9月1日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる場合

- ・ 平成26年8月11日(月)から平成26年8月25日(月)まで

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成26年8月25日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成26年9月28日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成26年10月19日(日)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成26年11月6日(木)又は 平成26年11月7日(金)の いずれか指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、初級及び学校事務職員については高等学校卒業程度、資格免許職職員については短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は50題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
		土木 20点	
第1次試験	専門試験 (土木のみ) 【試験時間120分】	土木 のみ 20点	<p>試験職種に応じた専門的知識、能力等について、高等学校卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工</p>
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅰ・Ⅱ	60点	社会性、積極性、表現力、適性等について、集団面接、個別面接及び検査を行う。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

※ 作文試験は、第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。

なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成26年10月10日（金）
- イ 最終合格者発表 平成26年11月14日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、初級及び小中学校事務職員の場合約148,800円、資格免許職（作業療法士）の場合約179,800円である（平成26年4月1日現在）。なお、資格免許職（言語聴覚士）は新規の職種であり、約179,800円がめやすとなる。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 受験の際には、「平成26年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 身体障害者を対象とした平成二十六年山梨県職員採用選考試験の実施について
身体障害者を対象とした平成二十六年山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す
る。

平成二十六年六月十九日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成26年7月4日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- 平成26年8月11日(月)から平成26年9月1日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成26年9月1日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- 平成26年8月11日(月)から平成26年8月25日(月)まで
- 平成26年8月25日(月)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。)

4 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	平成26年9月28日(日) (受付時間)午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成26年10月29日(水)、30日(木) ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3251-1)

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分)	60点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	60点	表現力、積極性、創造性、適性等について、個別面接及び検査を行う。
	身体検査		職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師による検査を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定します。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|----------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成26年10月10日(金) |
| イ 最終合格者発表 | 平成26年11月14日(金) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む、高校卒の場合)は、約148,800円(平成26年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 受験の際には、「平成26年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。

◎ 第八十四回（平成二十六年） 山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第八十四回（平成二十六年） 山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成二十六年六月十九日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	20名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官 A（男性/武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	男性/ 武道指導	2名程度	
	女性	2名程度	
警察官 B	男性	23名程度	
	女性	4名程度	

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和59年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成27年4月1日
	男性/ 武道指導	昭和59年4月2日以後に生まれた男性		
	女性	昭和59年4月2日以後に生まれた女性		
警察官 B	男性	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性	警察官 A の学歴要件に該当しない者	
	女性	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A（男性/武道指導）を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成26年7月4日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内 各警察署	平成26年7月28日（月）から 平成26年8月22日（金）まで （土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分 まで
		平成26年7月28日（月）から 平成26年8月22日（金）まで （土曜日、日曜日を除く。）	
郵送	山梨県 警察本部 警務課	平成26年7月28日（月）から 平成26年8月22日（金）まで	平成26年8月22日（金）まで の消印のあるものに限り受け付ける。
インター ネット		平成26年7月28日（月）から 平成26年8月15日（金）まで	平成26年8月15日（金）の午後5時 15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次 試験	平成26年9月21日（日） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）16号館入口付近	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次 試験	平成26年10月4日（土）	山梨県職員研修所 （甲府市住吉二丁目1-17）
	平成26年10月5日（日）	山梨県警察学校 （甲斐市西八幡4422-3）
第3次 試験	平成26年10月27日（月）～10月28日（火）のうち指定 する1日	独立行政法人地域医療 機能推進機構山梨病院 （甲府市朝日三丁目 11-16）
	平成26年11月17日（月）～11月18日（火）のうち指定 する1日	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う(別掲1)。※男性/武道指導は除く。
		英語	5点	
	警察官A(男性/武道指導)のみ実施			
	実技試験	20点	柔道又は剣道について武道指導に必要な技能を有するかを実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能	
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う(検査項目別掲2)。	
第2次試験	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。	
	警察官A(男性/武道指導)は除く。			
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う(検査項目別掲2)。	
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸	
第3次試験	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日(10月5日)に実施〕			
	論文試験(警察官A)	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】90分	
	作文試験(警察官B)	20点	構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】60分	
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕			
	人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて検査を行う。	
	人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力等について個別面接を行う。	
	身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。	
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

- (1) 論文試験及び作文試験は第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
また、警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定します。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成26年9月26日（金）
第2次試験合格者発表	平成26年10月17日（金）
最終合格者発表	平成26年11月28日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約210,600円、短期大学卒の場合約193,000円、高等学校卒の場合約177,000円（いずれも平成26年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成26年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A（第2回）・警察官B」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A (男性) 警察官A (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B (男性) 警察官B (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類 (原本及び写し) により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取り得済みの者に限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できないものについては加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会が発行する実用英語技能検定合格証書又は合格証明書等
	TOEIC	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が発行するTOEIC公式認定証等
	TOEFL	国際教育交換協議会 (CIEE) 日本代表部が発行するExaminee Score Report等
	国際連合公用語英語検定	国連英語試験センターが発行する国際連合公用語英語検定認定証又は合格証明書等

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目		合格基準	
		警察官A（男性）、警察官A（男性/武道指導）及び警察官B（男性）	警察官A（女性）及び警察官B（女性）
身体検査 (1回目)	身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
		視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
		色覚	職務遂行上支障がないこと。
		聴力	正常であること。
身体検査 (2回目)	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十六年六月十九日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第四中

二五	市道 新青沼 朝日線	甲府市宝一丁目二番八号先（鈴木方）から甲府市宝一丁目九番一号先（読売新聞支局）まで（二一〇メートル）	車両（二輪のもの）を除く。	車両進行 西から東へ 終日	甲府 四九・一二・一九 五五号
二六	市道 朝日南 線	甲府市朝日二丁目四番七号先（ハシモト方）から甲府市朝日二丁目一番一九号先（岩田方）まで（一五〇メートル）	車両（二輪のもの）を除く。	車両進行 東から西へ 七時から二十二時まで	甲府 四九・四・一 一六号

を

二五	市道	甲府市宝一丁目八番一四号先（市道同士の十字路交差点）から甲府市宝一丁目九番一号先（朝日町ガード南交差点南側丁字路交差点）まで（一五〇メートル）	車両（二輪のもの）を除く。	車両進行 西から東へ 終日	甲府 平成二六年六月一九日 告示第七〇号
----	----	---	---------------	---------------------	----------------------------

に改める。

別表第十中

一、二七〇	国道 一三九号線	南都留郡河口湖町船津字下松木一番地先（登山道入口）	四	富士 吉田 四九・四・一一六号
-------	-------------	---------------------------	---	-----------------------

を

一、二七〇	国道 三九号	南都留郡富士河口湖町船津六、八三九番地一先（ステラシアター入口交差点）	三	富士 吉田 平成二六年六月一九日 告示第七〇号
-------	-----------	-------------------------------------	---	----------------------------------

に改める。

別表第十四中

一、一 九四	市道 山宮藤 塚線	甲府市山宮町六一番地先（菊島友重方南側交差点）から甲府市山宮町六八番地先（北西中学校入口交差点）まで	三四五	車両 三〇	甲府 六二・一 二・二八 四四号
-----------	-----------------	--	-----	----------	---------------------------

を

一、一 九四	削除				甲府 平成二六年六月一
-----------	----	--	--	--	----------------

九日 告示第七〇号

に改める。
別表第十六中

六、六五五	町道	東八代郡石和町唐柏八四六番地先（青柳美佐男方南側）	石和	六〇・一二・一二
				四七号

を

六、六五五	市道	笛吹市石和町唐柏七六八番地五先（清水寺西側変則交差点・東進車両）	笛吹	平成二六年六月一九日 告示第七〇号
-------	----	----------------------------------	----	----------------------

に

一〇、六九五	市道（都市計画道路） 中小河原築地 新居線	甲府市大里町一、五五五番地先（食堂いけや南側十字路交差点・東進車両）	南甲府	平成一五年一月一八日 告示第八八号
--------	-----------------------------	------------------------------------	-----	----------------------

を

一〇、六九五	削除		南甲府	平成二六年六月一九日 告示第七〇号
--------	----	--	-----	----------------------

に改める。
別表第二十二の二中

十三	国道	東山梨郡勝沼町藤井二八〇番	岩崎 塩山	六一・一・二三
----	----	---------------	----------	---------

	二〇号線	地先	農協 前交 差点	一号
--	------	----	----------------	----

を

十三	国道二〇号線	東山梨郡勝沼町藤井二八〇番地先	岩崎 農協 前交 差点	塩山 六一・一・二三 一号
一四	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番二〇号先（国道五二号同士の丁字路交差点）	貢川 橋西 詰	甲府 平成二六年六月一九日 告示第七〇号

に改める。
別表第二十三中

四〇	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号（貢川橋西詰交差点）から甲府市上石田一丁目一三番一〇号先（貢川交番南交差点）までの上下線四五〇メートルの間	車両	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
----	-------	--	----	-----------------------------

を

四〇	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号（貢川橋西詰交差点）	車両	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
----	-------	---------------------------	----	-----------------------------

四一	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号(貢川橋西詰交差点)から東へ一〇〇メートルの間	三	車両	甲府	平成二六年六月一九日	告示第七〇号
----	-------	--	---	----	----	------------	--------

に改める。
別表第三十三中

四九	国道二三九号	南都留郡富士河口湖町精進五八八番地先(赤池交差点)	一			平成二一年一〇月二九日	告示第一〇八号
----	--------	---------------------------	---	--	--	-------------	---------

四九	国道二三九号	南都留郡富士河口湖町精進五八八番地先(赤池交差点)	一			平成二一年一〇月二九日	告示第一〇八号
五〇	国道二三九号	南都留郡富士河口湖町船津六、八三九番地一先(ステラシアター入口交差点)	一			平成二六年六月一九日	告示第七〇号

に改める。

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二六年六月十九日

山梨県警察本部長 眞 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 交通規制情報管理システム用機器等
 - (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課
- 三 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十六年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十六年山梨県告示第九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その

● 一般競争入札について

者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査
1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年七月十日（木）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで
3 提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等
1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年七月四日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十六年七月三十一日（木）午後一時三十分
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館五階会議室

4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

六 その他
1 契約の手続において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有
5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要
7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる

契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年一月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。
- (四) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課(電話〇五五―三二一―〇一一〇)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer System for Traffic Regulation Information Management, 1 Set
- 2 Date and time for tender
1:30PM July 31, 2014
- 3 Bureau in charge
Traffic Regulation Section, Traffic Management and Control Division,
Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters
6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番